

郡市医師会担当理事 殿

佐賀県医師会副会長
佐賀県医療勤務環境改善支援センター長
森 永 幸 二
〔 公 印 省 略 〕

長時間労働医師への面接指導実施医師養成講習の実施について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、県医務課より、厚労省から標記について通知があったとして、別添のとおり周知依頼がありました。

令和6年4月1日から適用される医師の時間外・休日労働上限規制に関し、医業に従事する医師のうち、月の時間外・休日労働が100時間以上となることを見込まれる者に対しては、講習を修了した医師による面接指導の実施が義務付けられることとなります。

今般、厚労省において、標記講習の実施要領が定められるとともに、受講受付が開始されました。受講申込みは、「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」より可能です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解下さいますと共に、貴会会員医療機関へ周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、本件については、医療機関の開設者・管理者に通知を行うと共に、県医師会ホームページ・メディカルトピックスへ掲載いたします。

記

■医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

〔添付資料〕

1. 県通知
2. 医療機関の開設者・管理者宛て通知

佐賀県医師会事務局 業務課 担当 佐藤・中山・林 E-mail : staff-sato@saga.med.or.jp Tel 0952-37-1414 Fax 0952-37-1434
--

医療機関等の開設者・管理者 殿

佐賀県医師会副会長
佐賀県医療勤務環境改善支援センター長
森 永 幸 二
〔 公 印 省 略 〕

長時間労働医師への面接指導実施医師養成講習の実施について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、県医務課より、厚労省から標記について通知があったとして周知依頼がありました。

令和6年4月1日から適用される医師の時間外・休日労働上限規制に関し、医業に従事する医師のうち、月の時間外・休日労働が100時間以上となることを見込まれる者に対しては、講習を修了した医師による面接指導の実施が義務付けられることとなります。

今般、厚労省において、標記講習の実施要領が定められるとともに、受講受付が開始されました。受講申込みは、「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」より可能です。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了承くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

本件の詳細については、県医師会ホームページ・メディカルトピックスに掲載しています。

記

■医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

佐賀県医師会事務局 業務課 担当 佐藤・中山・林 E-mail : staff-sato@saga.med.or.jp Tel 0952-37-1414 Fax 0952-37-1434
--

医 第 5950 号

令和5年1月6日

一般社団法人佐賀県医師会長
一般社団法人佐賀県歯科医師会長 } 様

佐賀県健康福祉部医務課長

長時間労働医師への面接指導実施医師養成講習の実施について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、99さがネットの「関係者お知らせ」に内容を掲載いたします。

担当：医療人材政策室 川本

電話：0952-25-7358

医政発1213第6号
令和4年12月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

長時間労働医師への面接指導実施医師養成講習の実施について

標記については、別紙「面接指導実施医師養成講習実施要領」により行い、令和4年12月27日より適用することとしたので通知する。

別紙記載内容を十分留意の上、貴管内の医療機関等に周知いただくようお願いする。

(別紙)

長時間労働医師への面接指導実施医師養成講習実施要領

1. 目的

令和6年4月1日から適用される医師の時間外・休日労働上限規制に関し、医療法（昭和23年法律第205号）第108条（※）において、医業に従事する医師のうち、月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる者に対しては、医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第65条第2号（※）に規定する講習を修了した医師（以下「面接指導実施医師」という。）による面接指導の実施を医療機関の管理者に義務付けている。

本講習は、関連法規や健康管理に関する知識の習得を図り、長時間労働医師への面接指導に必要な知見を備えた面接指導実施医師の養成を目的とする。

※本要領における医療法及び医療法施行規則の規定は、令和6年4月1日時点のものを指す。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は厚生労働省とし、医療法施行規則第65条第2号に定める講習は本講習を指すものとする。

3. 講習内容と実施形態等

講習内容は以下のとおりとし、全てオンラインによる実施とする。

(1) 研修教材（e-learning）を活用した知識の習得

- ①総論・法制論（労働基準法・労働安全衛生法・医療法）
- ②健康管理（特に過重労働・睡眠負債による健康への影響について）
- ③メンタルヘルス対策
- ④追加的健康確保措置（疲労回復に効果的な休息の付与方法、睡眠及び疲労の状況について確認する事項を含めた効果的な面接指導の実施方法）
- ⑤面接指導実施医師の行う面接指導の模範動画を用いた技術の習得 等

(2) 受講後の確認試験の実施

4. 修了証の交付

上記3. に示す講習の受講を修了し、確認試験に合格した者には、別添の受講修了証を交付する。

5. その他留意事項

本講習は「医師の働き方改革の推進に関する検討会」等における議論、「長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル」（令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学研究事業））に基づき構成されたものであり、最新の知見に応じて講習内容・実施形態の見直しを行うものとする。

(別添)

第

号

修了証書

氏名

医籍登録番号

生年月日

あなたは長時間労働医師への面接指導
の実施に係る研修を修了したことを証し
ます

修了年月日

厚生労働省 医政局長

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 27 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室

面接指導実施医師養成講習会の受講受付開始について

平素より厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本日、長時間労働医師への面接指導実施医師養成講習会の受講受付が開始されましたのでご案内いたします。
つきましては、管下医療機関への周知いただきますようお願いいたします。

<医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ>

ホームページより受講の手続きが可能です。

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

<照会先>

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室
連絡先：(内線 4198、4407)
代表 03-5253-1111
直通 03-3595-2196
E-mail: hatarakikata01@mhlw.go.jp